

## 大手4監査法人による業界初の取組み 残高確認手続の電子化の しくみと企業への影響

企業経営の多角化・複雑化、事業環境の不確実性の増大など、企業を取り巻く環境は激変しており、これらにあわせて企業会計実務や、会計監査も変化してきた。他方、変化の歴史のなかで据え置かれた部分もある。「確認」という監査手続はその典型といえ、数十年以上、国内外問わず郵送、紙による手続が定着している。紙を媒体とした業務は、多くの局面で働く場所や人に対して物理的制約を課すことになり、結果として業務効率化や高度化のハードルとなる。

会計監査の世界においても、今、業界初の取組みとなる4監査法人共同によるデジタル・イノベーションが進められている。その背景や企業への影響についてみていきたい。

残高確認システム共同  
プラットフォーム化推進協議会  
矢部 誠

### 世界における電子化の時流

世界中でこれまで紙媒体で提供されてきたサービスの電子化が進んでいる。新聞や書籍を電子媒体で読むことは今や日常に馴染んだものとなっており、税務申告を電子申告で行うことも一般化している。公共交通機関の利用者は切符の代わりにスマートフォンをかざして駅の改札を抜け、学校教育の場においても「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、タブレット端末で読む「デジタル教科書」が正式な教科書となる日も近い。

会計監査の世界においてもこの流れは例外ではなく、従来は書面で作成していた各種の監査調査を、電子形式で作成することは近年では常識となりつつある。そのようななか、依然として紙を主体とした方法で実施している監査手続の典型的な例が「確認手続」である。

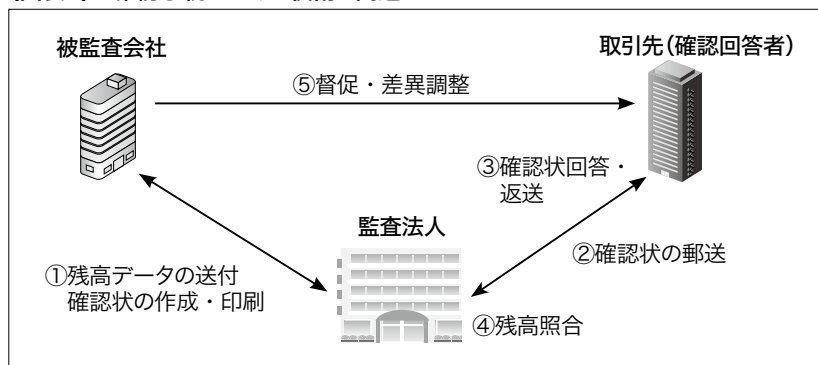
### 確認手続とは

確認手続とは、会計監査で行われる非常に重要な監査手続の1つである。被監査会社が保有する預金や債権・債務等について、金融機関や債

権者、債務者といった被監査会社と取引関係のある第三者（確認回答者）から会計監査人が文書による回答を直接入手することにより、証明力の強い監査証拠を得ることができるとの監査手続である（図表1）。

会計監査は各被監査会社の事業年度ごとに行われ、その都度、確認手続が実施されている。確認手続は、被監査会社の取引先である金融機関や債権者それぞれに対し、会計監査人から書面を送付する方法で行われ

（図表1） 確認手続における役割と関連



ており、1事業年度の監査につき、1社あたり数十件から場合によっては数百件の書面を作成することになる。どの取引先に回答を依頼するかは、会計監査人の専門的判断によって選定され、事業年度ごとに選定される取引先は異なる。

当該確認手続は会計監査人のコントロール下で実施される必要があるため、選定された取引先に対する確認状書面1枚ずつに被監査会社の社判を押してもらった後は、会計監査人が書面を封筒に入れ、切手を貼って、ポストに入れる。確認回答者は届いた書面に回答を記載したうえで返送し、会計監査人がそれらを回収・管理していくことになる。1つひとつは単純作業であるが、これらの積み重ねは会計監査人はもとより、被監査会社の担当者や、回答・返送する立場である取引先(確認回答者)にとっても、大きな負担となつてのしかかってくる。加えて、確認手続は期末の決算書を検証する目的で行われるため、これらの作業が特定の時期に偏重する点も、負担を増加させる要因である。

この一連の手続がすべての監査対象企業で行われ、実態として社会全体で毎年、百万通規模の確認状書面のやりとりが行われていることになる。社会全体としての「確認手続コ

スト」は相当程度大きいことは想像に難くない。

監査業界においても、昨今の会計監査を取り巻く厳しい環境のなか、公認会計士の人手不足が監査現場では強く認識されており、確認手続などに代表される手間のかかる作業に要する多大な監査時間は、監査業界の共通課題となつている。

## 確認手続の電子化

確認手続は、多くの手間がかかるとは前述のとおりである。確認手続を効率化することは、会計監査の効率化に直接的に関連する。また電子的確認が可能になれば、たとえば残高全件など確認範囲を拡大することや、よりタイムリーに確認手続を行うことも可能になる。このため、これまでも日本公認会計士協会や各監査法人において、確認手続を電子化する検討や取組みがなされてきた。すでに、一部の監査法人においては電子確認システムを開発・運用開始しており、実務に適用している。

では、確認手続を電子化することで、どのような効果が得られるのだろうか。

### (1) 書面の郵送が不要

第一に、書面を郵送する手間が不要になる。会計監査人による発送・回収作業と、被監査会社の準備作業、取引先(確認回答者)からの返送作業のいずれも必要がなくなる。シンプルであるが、最も大きな効果である。電子による確認手続が一般化すれば、社会全体で年間百万通におよぶ書面作成・封緘・投函の手間が削減できることになり、多くの会計監査人や企業の経理担当者は他の仕事に集中することができるようになる。

### (2) 郵送によるタイムラグの解消

第二に、書面で郵送する場合に必ず発生する、郵送によるタイムラグを解消することができる。回答内容に不備が生じた場合に再確認が必要な場合も、オンラインで適時に依頼することが可能になる。

監査業務は、決算書が企業の財政状態や経営成績を適正に表しているかを監査し、法令で定められた期日までに監査意見を表明することが求められる。当然、確認手続も含めたすべての手続が、期日までに完了することが必要となる。郵送にかかるタイムラグをなくすことができ

### (3) 人為的ミスの削減

第三に、誤発送や紛失リスクとといった、人為的ミスを削減することができる。書面での確認の場合、書面作成に使用するデータについて、メールやUSBといった媒体で会計監査人と被監査会社でやり取りが行われることがある。これらは、宛先間違いや紛失のリスクがある。作成した書面は、他の取引先の書面と混在してしまう可能性や、取引先が回答する前に紛失してしまうリスクが存在する。これらの人的・物理的に起こり得るリスクは、システム化することで防ぐことができる。

このように、確認手続を電子化することで得られるメリットは多岐にわたる。

## 共同プラットフォームへ

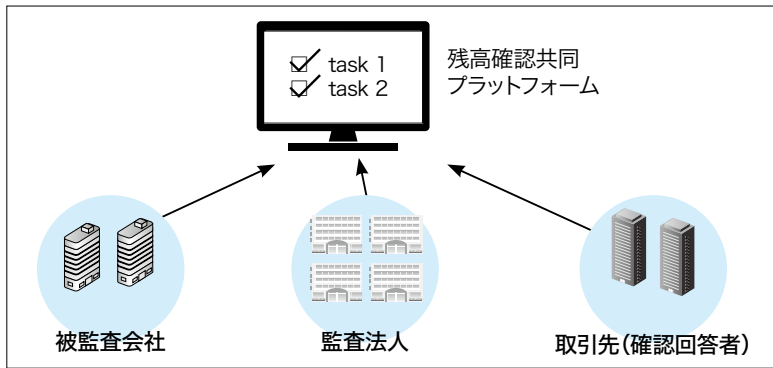
有限責任 あずさ監査法人、EY 新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ、PWCあらた有限責任監査法人は、2018年2月、「残高確認システム共同プラットフォーム」残高確認システム共同プラットフォーム推進協議会(以下、「協議

会」という)を4法人共同で発足させた。協議会では確認手続に焦点を当て、監査業界初となる共同プラットフォームを構築し、監査法人の垣根を超えて共通課題の解決に取り組むことを目的としている。IT技術の共同利用、各監査法人の豊富な知見・ノウハウを集結させ、業界における共通システムを構築することで、さまざまな課題の解決を加速させていく狙いである。利用可能な監査法人は4法人に限定せず、監査業界における共通基盤として幅広く利用できるようにしていくことを想定している。

確認手続の電子化は、監査法人、被監査会社、確認回答者という関係者すべてに受け入れられることでそのメリットが最大化する(図表2)。仮に監査法人ごとに電子確認システムの開発を進め、それぞれが異なるしくみを展開した場合、確認回答者においては、各監査法人により異なる仕様の電子確認システムの利用を強いられる可能性がある。

また、現時点では書面を用いた確認手続は一般的な実務として定着しており、確認手続を電子化するという変化を受け入れることは一定のハードルがある企業もあるだろう。また、企業の規模やテクノロジーに對するリテラシーもさまざまである

(図表2) 共同プラットフォーム化による集約



り、一足飛びにすべての確認手続を電子化することは難しく、書面による確認手続も一定程度残存することが想定される。

このため、協議会では、電子媒体による確認手続に加え、従来の書面での確認手続についても共通システム上で管理できるように検討をしている。電子・紙媒体のいずれも同一基盤で管理できるシステムを業界共通で利用していくことで、利用するすべての関係者が統一された様式・手順で確認手続を行うことが可能に

なり、同一のユーザーインタフェースを持つシステム上でタスクや進捗状況が把握できるようになる。協議会では、このような取組みにより、確認手続に関わる関係者全体で享受できる効率化や高度化の実現を目指している。

共同プラットフォームが想定するしくみは比較的シンプルである。売掛金の残高を確認したい場合を例にとると、まず被監査会社がシステム上に取引先別の帳簿残高を入力する。その後、会計監査人は取引先(確認回答者)に対し、把握している債務の金額を入力するようにシステム上で依頼する。依頼を受けた取引先は、自社が把握している金額をシステム上に入力する。そうすると、システム上で双方の金額が突き合わせられ、差異がある場合は被監査会社と取引先において、その要因の調査等に関するやり取りをオンラインで行うことが可能になる。システムにアクセスする利用者の役割によって、入力制限や閲覧権限を設定することで、セキュリティを確保することを前提としている。利用者がシステムにアクセスすると、実施すべきタスクが期日とともに一覧となって表示される。こうした一元管理ができることも、システム化の大きなメリットといえるだろう。

## 企業にもたらされるメリット

### (1) 確認回答する取引先のメリット

この共同プラットフォームによって、確認手続はどのように変わっていくであろうか。まずは確認に回答する立場の取引先から考えてみる。

確認手続というものは、監査を受ける企業(被監査会社)にとっては、監査意見による決算書の保証を受けするための作業であり、換言すれば自社のために行うものである。

その一方、確認に回答する立場の企業にとっては取引先からの依頼に對して応える、というある種のボランタリーな企業間の関係性のもと、この実務は成り立っている。規模の大きな企業になると、監査を受けている取引先の数も多くなり、多くの確認状の回答依頼が届くこととなる。しかしながら、確認状のフォーマットは監査法人により異なり、同じような内容の回答を、それぞれのフォーマットに対応しながら作成しているのが実情である。共同プラットフォーム化が実現すれば、統一されたフォーマットに入力していくことで手続が完了する。多くの回答依頼を受け

る場合も、自らが対応すべきタスクが期日ごとに一覧化され、順番になしていくだけでよい。バラバラと届く書類を紛失するリスクや、返送を失念する心配からも解放される。

## (2) 被監査会社のメリット

次に、被監査会社、すなわち確認を依頼する立場はどうだろうか。通常、確認手続を行う際は、多数の取引先に確認状を発送する。会計監査人から指定された取引先に対して、それぞれ確認状を作成し、取引先に対象企業からの正式な依頼であることを示すために社判を押しし、会計監査人に渡すことになる。この後、確認状を会計監査人が取引先に対して直接郵送・回収を行うことになるが、前述のとおり確認手続は企業間のボランティアな精神に基づき成立しているため、期限を過ぎても返送されてこない場合がある。その場合は、取引先に返送を依頼するコミュニケーションが必要になるが、それらの実務は被監査会社が行う。多くの場合は、担当者宛てに電話をかけることになるだろう。

これを差異調整と呼び、会計監査人へ説明するための証拠も用意する必要がある。

共同プラットフォームは被監査会社の手続をどう変えていけるだろうか。確認を依頼した取引先は常にリスト化され、回答があったもの、未回答のものなど、いつでも、最新の状況が把握できるようになる。未回答の取引先には、設定した期限が到来する前に、自動でリマインドを促すメールが送信され、督促の電話をかける前に、回答してもらえらる機会を作ることができる。多くの経理担当者が苦慮しているであろう、回答結果の差異調整についても、オンラインでやり取りすることができるようになる。関連資料の送受信はもちろん、その証拠を残しておくことで、会計監査人に対する説明の証拠ともなる。

## (3) 会計監査人へ与える影響

最後に、会計監査人へ与える影響についても言及する。書面の確認状は、確認回答期限の妥当性を担保し、改ざん等による不正の隠蔽を防ぐために、会計監査人が直接発送、回収することで証明力を担保している。会計監査人は、被監査会社を作成した確認状を一通一通不備がないか確かめたうえで、封筒に詰め、ポストに投函する。それから取引先から次々

に返送されてくる確認状について、どこが回収されて、どこが未回収なのか、管理していく必要がある。

このように、会計・監査の専門家である公認会計士を中心とした会計監査人にとって、従来の確認手続における郵送・書面の管理業務は必ずしも会計・監査としての専門性を必要としない要素も多い。共同プラットフォームにより、オンラインでの確認手続が実現すれば、専門性を必要としない作業が削減される。

この結果、会計監査人の時間の使い方は変わり、より高度な判断が求められる領域や、被監査会社とのコミュニケーションに時間を使うことができるようになる。経理担当者が判断に窮する会計処理の相談はもちろん、会計処理の誤りや不正会計などを発見・防止する内部統制構築に向けた提言など、より専門性の高い業務にシフトすることで、資本市場から期待されている企業の財務報告の信頼性向上と、会計監査の品質・信頼向上に寄与することが期待される。

## おわりに

この確認手続の実務に携わったことのある関係者であれば、「この手続は紙である必要があるのか」、「今の

時代に別のやり方はないのだろうか」、「電子化はしないのか」といった素朴な疑問を持つことは当然である。一方で、今日までそれを実現するところまで結実してはこなかった。待ったなしの働き方改革や、社会のデジタル化の進展などの後押しもあり、動き出した流れを捉え、新たな潮流を創り出すことも協議会の役割と考えている。

共同プラットフォームを利用するすべての参加者の協力があって初めて、これらのメリットが最大化できる。確認手続のイノベーションによって、監査業界のみならず、この手続を受け入れ、協力を継続して下さっている社会全体の確認手続に関わる課題解決を図っていきたい。

矢部 誠(やべ・まこと)

外資系金融機関等での勤務を経て、2005年有限責任監査法人トーマツに入社。2012年よりデロイトアナリティクス日本統括責任者に就任。また、有限責任監査法人トーマツのパートナーとして監査業務のイノベーションを推進。2018年より、有限責任 あずさ監査法人、EY新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ、PwCあたら有限責任監査法人による「残高確認システム共同プラットフォーム化推進協議会」の事務局を務める。